

事務連絡

令和2年3月4日

各 { 都道府県
保健所設置市
特別区 } 衛生主管部（局） 御中

厚生労働省健康局結核感染症課

新型コロナウイルスに関する検査体制の確保について

令和2年2月14日付け事務連絡「新型コロナウイルスに関する検査体制の確保について」において、国立感染症研究所の病原体検出マニュアルに基づくリアルタイムPCR検査で用いられるプライマー・プローブとポジティブコントロールの医療機関への提供についてお知らせしました。

地域における検査体制の整備のため、当該試薬の提供については、引き続き3月23日までの間、随時受け付けますので、貴管内医療機関に周知いただき、希望する医療機関がある場合は、別添様式により、令和2年2月14日付け事務連絡と同様の方法でご回答ください。

対象となる医療機関については、院内でのリアルタイムPCR検査が可能であり、新型コロナウイルスのPCR検査体制構築の準備を進める医療機関であれば、感染症指定医療機関、帰国者・接触者外来を設置する医療機関に限りません。

なお、新型コロナウイルスのリアルタイムPCR検査については、既に他の検査試薬も市販されております。今般の試薬の配布は、今後の検査に当たって、配布する試薬を用いることを求める趣旨ではないことを、念のため申し添えます。

(別添)

令和2年2月14日

〔 都道府県
保健所設置市
特別区 〕

衛生主管部（局） 御中

新型コロナウイルスに関する検査体制の確保に向けて

厚生労働省健康局結核感染症課

平素より感染症対策の推進にご協力賜り誠にありがとうございます。

新型コロナウイルス感染症については、国内でも患者や疑い患者が発生しており、今後、公衆衛生目的に加え、医療提供を目的とする検査のニーズが増大する場合には、現在の検査体制を上回る体制を要する可能性もあります。

こうしたことから、国立感染症研究所の病原体検出マニュアルに基づく検査で用いられる試薬（プライマー・プローブとポジティブコントロール）を、検査体制構築の準備のために、予め、貴管内の感染症指定医療機関等に提供することといたします。

つきましては、下記に沿って提供を希望する施設をとりまとめ、別添様式に沿って、2月20日までにご回答ください。

記

1. 提供する試薬について

国立感染症研究所の病原体検出マニュアルに基づくPCR検査で用いられるプライマー・プローブとポジティブコントロール 1セット

※国立感染症研究所が、地方衛生研究所に提供しているものと同じものです。

2. 対象となる医療機関

院内でのPCR検査が可能であり、新型コロナウイルスのPCR検査体制構築の準備を進める医療機関

（感染症指定医療機関、帰国者・接触者外来を設置する医療機関、その他各自治体が特に必要と認める医療機関に限る）

3. とりまとめ締め切り及び宛先

締め切り：令和2年2月20日（木）

宛先（E-mail）：shiyaku@mhlw.go.jp

なお、ご回答をいただいた順に送付する予定ですので、現時点での希望施設を、できるだけ早くとりまとめていただき、ご提出ください。

4. その他

今後の状況を見据えた国内医療体制の整備を図る目的で試薬を提供するものです。仮に、現時点において、各医療機関において当該ウイルスが検出された場合には、直ちに保健所への連絡を求めるなど、検査結果の取り扱いについては十分な連携を取っていただくようお願いいたします。

（本件連絡先）

厚生労働省健康局健康課予防接種室内

奥山、山本 03-5253-1111（内2928）

E-mail: shiyaku@mhlw.go.jp